

令和8年度高度化・複雑化消費者トラブル  
普及啓発事業業務

企画提案審査要領

令和8年3月  
岩 手 県

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度高度化・複雑化消費者トラブル普及啓発事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査基準及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査基準	審査項目	審査観点	配点
1 企画提案内容等	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の趣旨、目的、求められる成果等を理解し、テーマ、コンセプト、キャッチフレーズ等が示されるなど、的確な提案となっているか。</li> <li>・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案となっているか。</li> </ul>	20点
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民（特に行政パブリシティのみでは消費者問題に関する情報伝達が十分ではない方）の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。</li> </ul>	20点
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の消費者問題に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。</li> <li>・県民への普及啓発や情報提供の推進が期待できる方法や内容か。</li> <li>・実施する普及啓発の実施回数・内容・時間帯等は適当か。</li> </ul>	30点
	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須事項で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。</li> <li>・効果的な内容であるか、実現可能性はあるか。</li> </ul>	10点
2 業務履行能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。</li> <li>・類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。</li> </ul>	10点
3 見積	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算単価や数量は妥当なものか。</li> <li>・提案内容と整合性が取れているか。</li> </ul>	10点
合計			100点

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

- (3) 選定委員会は、(2) の評点の委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
- なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員ごとに、評点の合計が60点以上獲得していることを条件に、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

#### **4 審査結果の通知及び公表**

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。